

令和 7 年 2 月 5 日
土木部土木計画調整課

世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 主旨

道路占用料については、固定資産税評価額を占用料算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3 年毎に見直しを行ってきた。

今回、令和 6 年 1 月 1 日を基準日とする固定資産税評価額の評価替えに伴って占用料を改定するため、世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する。

2 改正内容（「条例別表（第 2 条関係）」の改正）

（1）改正の基本的な考え方

道路の公共性及び特別区の一体性の観点から、当区が管理する区道の道路占用料を、従前と同様に 23 区の平均道路価格（公示価格、路線価、固定資産税評価額等から算出）を基に算出して改正する。

【基本事項】

- ① 道路占用料は、23 区の平均道路価格を基に算出することを基本とする。
- ② 激変緩和措置として、改定後の単価は、従前の単価の 1.2 倍を上限とする。

（2）消費税に関する項目の追記

道路占用に係る適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応のため、国土交通省通知に基づき、消費税に関する項目を追記する。

（3）占用料算定結果

23 区の平均道路価格は、前回の令和 4 年改定時と比較して約 5 % 上昇しているため、占用物件毎の占用料も全て増額となった。

3 改定による道路占用料の歳入見込み額

令和 6 年度当初予算額	令和 7 年度歳入見込額	増収見込額
40 億 1010 万円	43 億 1550 万円	3 億 540 万円

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月下旬	第 1 回区議会定例会（条例案の提案）
	3 月上旬	公布
	4 月	1 日 改正条例施行

5 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

6 条例改正新旧対照表

別紙の通り

日付：令和7年 月 日

新旧対照表

○世田谷区道路占用料徴収条例

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額（円）			単位	金額（円）
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,740</u>	法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,350</u>
	第二種電柱		<u>14,900</u>		第二種電柱		<u>14,300</u>
	第三種電柱		<u>20,100</u>		第三種電柱		<u>19,300</u>
	第一種電話柱		<u>8,690</u>		第一種電話柱		<u>7,720</u>
	第二種電話柱		<u>13,900</u>		第二種電話柱		<u>12,400</u>
	第三種電話柱		<u>19,100</u>		第三種電話柱		<u>17,000</u>
	その他の柱類		<u>860</u>		その他の柱類		<u>830</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>86</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>83</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>52</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>50</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,520</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,210</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>17,300</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方	<u>17,300</u>		その他のもの	占用面積1平方	<u>16,700</u>

		道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設	メートルにつき1年	<u>17,300からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額</u>			道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設	メートルにつき1年	<u>16,700からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>200</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>190</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>360</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>340</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>520</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>500</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>780</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>750</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>1,040</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>1000</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,560</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,500</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>2,080</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>2,000</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>3,650</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>3,500</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>5,210</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>5,010</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>10,400</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>10,000</u>

法第 32 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	鉄道及び軌道		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>17,300</u>	法第32条第 1 項第 3 号 に掲げる施 設	鉄道及び軌道		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>14,800</u>
法第 32 条 第 1 項第 4 号に掲げる 施設	日よけ及び雨よけ		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>17,300</u>	法第32条第 1 項第 4 号 に掲げる施 設	日よけ及び雨よけ		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>16,700</u>
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街 及び地 下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	Aに0.004を乗じ て得た額	法第32条第 1 項第 5 号 に掲げる施 設	地下街 及び地 下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	Aに0.004を乗じ て得た額
		階数が 2 のもの		Aに 0.006 を乗じ て得た額			階数が 2 のもの		Aに 0.006 を乗じ て得た額
		階数が 3 以上の もの		Aに 0.007 を乗じ て得た額			階数が 3 以上の もの		Aに 0.007 を乗じ て得た額
	上空に設ける通路			<u>12,300</u>		上空に設ける通路			<u>11,700</u>
	地下に設ける通路			<u>7,400</u>		地下に設ける通路			<u>7,020</u>
	その他のもの			<u>11,000</u>		その他のもの			<u>10,400</u>
	法第32条第 1 項第 6 号 に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 日		<u>240</u>	法第32条第 1 項第 6 号 に掲げる施 設		祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの
その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>24,600</u>	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年		<u>23,400</u>	
道路法施行 令（昭和 27 年 政 令 第 479 号。以 下「令」とい う。）第 7 条 第 1 号に掲	看板（アーチ式であるも のを除く。）		表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>24,600</u>	道路法施行 令（昭和 27 年 政 令 第 479 号。以 下「令」とい う。）第 7 条 第 1 号に掲	看板（アーチ式であるも のを除く。）		表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>23,400</u>
	標識		1 本につき 1 年	<u>13,900</u>		標識		1 本につき 1 年	<u>13,300</u>
	旗ざお 及び幕	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	占用面積 1 平方メ ートル又は 1 本に つき 1 日	<u>240</u>		旗ざお 及び幕	<u>230</u>	占用面積 1 平方メ ートル又は 1 本に つき 1 日	<u>230</u>

げる物件		その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	<u>24,600</u>	げる物件		その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	<u>23,400</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	<u>246,700</u>		アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	<u>234,000</u>
		その他のもの		<u>123,300</u>			その他のもの		<u>117,000</u>
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>17,300</u>	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>16,700</u>
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.024 を乗じて得た額	令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.024 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>24,600</u>	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>23,400</u>
	危険防止施設			<u>10,300</u>		危険防止施設			<u>8,640</u>
	詰所			<u>24,600</u>		詰所			<u>23,400</u>
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>17,300</u>	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>16,700</u>
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面 下（当該	階数が 1 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額	令第 7 条第 8 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面 下（当該	階数が 1 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額			階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た額			階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た額

	路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額		路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車輪止め装置その他の駐車用器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車輪止め装置その他の駐車用器具			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額

	は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額		は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの			Aに 0.024 を乗じて得た額		その他のもの			Aに 0.024 を乗じて得た額

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

9 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の規定により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の占用に係る占用料（世田谷区道路占用料徴収条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

全部改正〔平成10年条例29号〕、一部改正〔平成13年条例40号・16年24号・19年33号・20年74号・22年21号・25年29号・26年20号・28年26号・31年18号・令和4年15号〕